

□不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	市民文化部 市民協働課	
不利益処分名	認可地縁団体の認可の取消し	
根 拠 法 令	地方自治法	
根 拠 条 項	地方自治法第260条の2第14項	
連 絡 先	市民協働課（電話 621-5510）	
処 分 基 準	基 準	【地方自治法第260条の2第14項】 市町村長は、認可地縁団体が第二項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつたとき、又は不正な手段により第一項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成26年 8月 1日設定（令和 6年 3年 1日最終変更）